（未支給の保険給付の請求）

第七十五条　遺族厚生年金の受給権者が死亡した場合（次項に規定する場合を除く。）において、法第三十七条の規定による未支給の保険給付の支給を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した請求書を、機構に提出しなければならない。

一　（略）

一の二　個人番号

二～六　（略）

2～4　（略）

（未支給の保険給付の請求）

第七十七条の二　旧法による脱退手当金（旧船員保険法による脱退手当金を含む。）の受給権者が死亡した場合において、旧法第三十七条の規定による未支給の保険給付の支給を受けようとする者又は旧船員保険法第二十七条ノ二の規定による未支給の保険給付の支給を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した請求書を、機構に提出しなければならない。この場合において、請求者が旧法第三十七条第三項又は旧船員保険法第二十七条ノ二第二項の規定に該当するものであるときは、併せて、前条の例により請求書を提出しなければならない。

一　（略）

一の二　個人番号

二　（略）

二の二　受給権者の個人番号又は基礎年金番号

三～五　（略）

2　（略）

（法第百条の十第一項第三十九号に規定する厚生労働省令で定める事務）

第百十一条　法第百条の十第一項第三十九号に規定する厚生労働省令で定める事務は、次に掲げる事務とする。

一～九　（略）

十　番号利用法第二十二条第一項の規定による特定個人情報（番号利用法第二条第八項に規定する特定個人情報をいう。）の提供を受けることに係る事務

附　則

（特例遺族年金）

10　特例遺族年金について、法第三十三条の規定による裁定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した請求書を、機構に提出しなければならない。

一　（略）

一の二　個人番号又は基礎年金番号

二～十　（略）

（未支給の保険給付の請求）

第七十五条　遺族厚生年金の受給権者が死亡した場合（次項に規定する場合を除く。）において、法第三十七条の規定による未支給の保険給付の支給を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した請求書を、機構に提出しなければならない。

一　（略）

（新設）

二～六　（略）

2～4　（略）

（未支給の保険給付の請求）

第七十七条の二　旧法による脱退手当金（旧船員保険法による脱退手当金を含む。）の受給権者が死亡した場合において、旧法第三十七条の規定による未支給の保険給付の支給を受けようとする者又は旧船員保険法第二十七条ノ二の規定による未支給の保険給付の支給を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した請求書を、機構に提出しなければならない。この場合において、請求者が旧法第三十七条第三項又は旧船員保険法第二十七条ノ二第二項の規定に該当するものであるときは、併せて、前条の例により請求書を提出しなければならない。

一　（略）

（新設）

二　（略）

（新設）

三～五　（略）

2　（略）

（法第百条の十第一項第三十九号に規定する厚生労働省令で定める事務）

第百十一条　法第百条の十第一項第三十九号に規定する厚生労働省令で定める事務は、次に掲げる事務とする。

一～九　（略）

（新設）

附　則

（特例遺族年金）

10　特例遺族年金について、法第三十三条の規定による裁定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した請求書を、機構に提出しなければならない。

一　（略）

（新設）

二～十　（略）